

本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金

補助金申請の手引き（創エネ・蓄エネ編）

※省エネ設備・改修については、[省エネ設備](#)・[改修編](#)をご覧ください。

補助金の交付を受けたい方は、設置工事を行う業者との契約及び工事等を行う前に申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、[環境推進課\(市役所4階\)](#)へ提出してください(郵送不可)。

電話0495-25-1249(直通)

受付開始日 令和5年4月3日(月)

(工事着工より14日前までを目安に余裕をもって申請してください。また、令和6年2月29日(木)までに実績報告書が提出できるよう申請を行ってください)

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

予算額に達したところで、
受付を終了します。

補助対象となる方・建築物の条件

市内に事業所を有し、又は有することが確実と認められる法人等(法人その他の団体及び事業を行う個人)で、市税に滞納がないこと。

補助金の交付は、補助対象システムの種類ごとに1法人等につき1回限り。

建築物及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の関係法令等に違反がないこと。

補助対象・要件・補助金の額

種類	要件		補助率・ 上限金額
発電システム ※1	太陽光発電	1地点あたりの出力10kW以上	補助対象 経費の1/6 (上限金額 100万円)
	風力発電	1地点あたりの出力10kW以上	
	バイオマス発電	発電出力10kW以上で、バイオマス依存率60%以上	
	水力発電	発電出力1,000kW以下	
熱利用システム ※1	地中熱 ヒートポンプ	暖気、冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備で、ヒートポンプの冷却機能または加熱機能が10kW以上	
	太陽熱利用	集熱器総面積10㎡以上	
	温度差Iエネルギー	熱供給能力6.28GJ/h(1.5Gcal/h)以上	
Iエネルギーシステム ※1	天然ガス コージェネレーション	発電出力10kW以上で、余熱利用が可能なもの	
	燃料電池	発電出力50kW以上で、余熱利用が可能なもの	
蓄電池システム ※1	蓄電池	1地点当たり10kWh以上、買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもので、節電又は施設設備等の電力バックアップを目的として、停電などの場合に施設設備等を継続して稼働させることができるもの	
Iエネルギー管理システム ※2	Iエネルギー管理システム	BEMS、FEMS等のIエネルギー管理システム	補助対象 経費の1/6 (上限金額 20万円)

※1 他の施設への電気、熱その他のIエネルギーを供給、又は売却するもの（電力会社への売電等）を除きます。

※2 Iエネルギー管理システムは、※1と同時に導入する場合のみ、補助対象事業に加えることができます。

本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金 (創エネ・蓄エネ編) 手続きの流れ



1 見積書を取得、検討。

(注意)

見積書を取得するときには、消費税別の見積書を取得し、金額の内訳(設置する設備の型番や個数、経費等を詳細に記入したもの)をつけてください。

2 補助金申請書を提出します(郵送不可)。

予算額に達したところで、受付を終了します。また、**実績報告書**を令和6年2月29日(木)までに提出できるよう申請してください。

(必要な書類)

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 前年度決算書(法人等のみ)
- ⑤ 実施設計書(仕様書・設計書・図面・パンフレット)
- ⑥ 案内図(設置場所の地図)
- ⑦ 見積書の写し(設置工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの)
- ⑧ 市税に滞納がない証明書
(これから事業所を有する場合は、その旨を記載した理由書を添付してください)
- ⑨ 債権者登録申出書

3 市役所からの交付決定通知書の送付 ~ 契約 ~ 着工 ~ 工事完了

(注意)

市の交付決定通知書がお手元に届いてから契約してください。また、着工前に、補助対象システムを設置予定の箇所の写真を撮っておいてください。

4 実績報告書を提出します(郵送不可)。

支払いが完了した日から起算して30日以内、または令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(必要な書類)

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 経費精算額内訳書
- ⑤ 契約書(発注書・注文書等)
- ⑥ 設置工事費に係る請求書
- ⑦ 設置工事費に係る領収書
- ⑧ 設置工事に係る保証書
- ⑨ 工事写真(工事前・工事中・工事後のカラー写真)

5 市の職員による完了検査 ~ 市役所からの確定通知書の送付

完了検査の日程につきましては、ご相談させていただきます。

6 補助金の請求をします(郵送可)。

市役所からの確定通知書が届きましたら、同封されている請求書を用いて、補助金の請求を行ってください。

(必要な書類)

- ① 補助金交付請求書
- ② 市の確定通知書の写し

7 1年後に導入効果報告書を提出します(郵送可)。

(必要な書類) ① 導入効果報告書

※⑥までの行程については、令和6年3月29日(金)までに完了させてください。詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境推進課ゼロカーボン推進係(市役所4階)

住所: 本庄市本庄3-5-3 電話番号: 0495-25-1249